

建築基準法・建築士法等の改正について (平成18年6月公布)

目的

耐震偽装事件の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性に対する国民の信頼を回復

建築基準法・建築士法等の改正の概要

1. 建築確認・検査の厳格化

- ◆ 一定の高さ以上等の建築物※について
指定機関による構造計算審査の義務付け

※木造：高さ13m超又は軒の高さ9m超
鉄筋コンクリート造：高さ20m超等 等

- ・ 指定機関は審査に要する費用を建築主事又は指定確認検査機関に請求

⇒確認手数料の引上げが必要

- ◆ 建築確認の審査方法及び中間検査、完了検査の検査方法の指針の策定及び公表

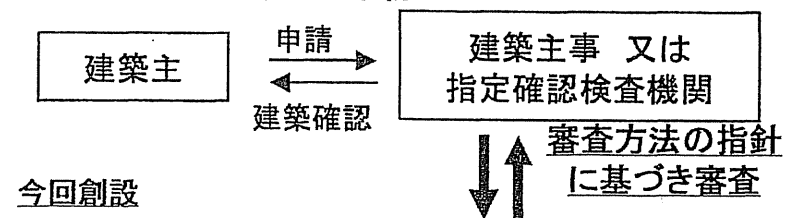
⇒指針に基づく厳格な審査、検査の実施

- ◆ 建築確認の審査期間の延長

21日→35日 (最大70日まで延長可)

- ◆ 3階建て以上の共同住宅について中間検査を法律で義務付け

<一定の高さ以上等の建築物>



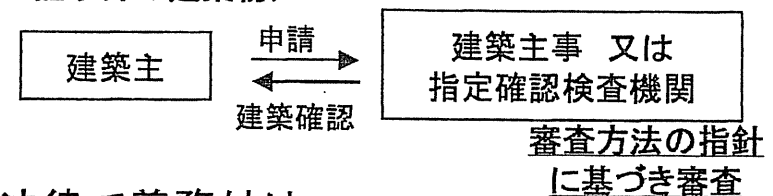
今回創設

指定構造計算適合性判定機関【新設】
(知事指定)

専門家による審査※ (ピアチェック)

※大臣認定プログラムを用いた場合、
再入力・再計算を行い審査を効率化

<上記以外の建築物>



審査方法の指針
に基づき審査

建築物の規模による構造計算の方法、審査の方法等の分類

